

第八十五号議案

東京都霊園条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和四年二月十六日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都霊園条例の一部を改正する条例

東京都霊園条例（平成五年東京都条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

別表第二中「二百八十三万九千円」を「二百八十九万三千円」に、「百八十一万円」を「百八十九万九千円」に、「百七十四千円」を「百六十八万三千円」に、「九十二万二千円」を「九十二万三千円」に、「八十七万五千円」を「八十七万六千円」に、「九十三万二千円」を「九十四万円」に、「二十一万一千円」を「二十一万八千円」に、「八十八万五千円」を「八十九万三千円」に、「二十九万九千円」を「三十万八千円」に、「百六十八万一千円」を「百六十八万二千円」に、「五十九万九千円」を「六十万円」に、「百六十一万一千円」を「百六十一万二千円」に、「九十六万三千円」を「八十七万四千円」に、「六十三万一千円」を「五十四万五千円」に、「六十四万八千円」を「六十二万八千円」に、「七万九千円」を「六万四千円」に、

十三万四千円	九万四千円	九万四千円	十三万四千円
--------	-------	-------	--------

を

十三万円	八万八千円	八万七千円	十二万五千円
------	-------	-------	--------

に、「十九万四千円」を「十九万一千円」に、「三十五万九千円」を「二十一

万五千円」に、「十五万四千円」を「十五万一千円」に、「千六百元」を「千四百円」に改める。

別表第三中「七百元」を「七百三十円」に、「九百四十円」を「九百二十円」に、「三千九十円」を「三千七十円」に、「五千四百四十円」を「五千百七十円」に改める。

別表第四中「千七百元」を「千八百円」に改める。

附 則

1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の際、この条例による改正前の東京都霊園条例の規定により、既に納付すべきものとされているこの条例の施行の日以後の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(提案理由)

使用料等の上限額及び手数料の額を改定する必要がある。